

音更町の公共交通の課題

- ・既存の路線バス、コミュニティバスの運行経路・時間等と利用者のニーズにギャップはないか？
- ・広大な土地に散らばって住居が点在している農村部等の公共交通空白地域をいかに解消するか？
- ・少子高齢化の進行に伴う将来的な町民の足の確保をどう考えるか？ 等

共通認識

音更町地域公共交通 活性化協議会

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づく法定協議会
- 交通事業者、国、道等の関係機関で組織
- 専門的・多様な視点からの分析
- 関係者間の連携強化

地域の
声

音更町地域公共交通活性化協議会 分科会

- 地区連絡協議会の会長等で組織
- 地域の実情、ニーズ等の
- 町民目線・利用者目線での意見

地域公共交通網形成計画の策定

地域の関係者が連携し音更町にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「公共交通のマスタープラン」

■ 次年度以降

- ・ マスタープランを実現するための実施計画「地域公共交通再編実施計画」の策定
- ・ 実施計画に基づく具体的な事業の実施

音更町地域公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、音更町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第1項の規定に基づき、音更町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に分科会を置くとともに、同条第2項の規定に基づき、分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は、前条に規定する専門的な調査及び検討が終了するまでの期間とする。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員があらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、規約第9条に規定する事務局において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	構 成 員
1	北海道大学大学院工学研究院 准教授
2	音更中央連合町内会の代表
3	木野南地区連合町内会の代表
4	木野中地区連合町内会の代表
5	柳町連絡協議会の代表
6	緑陽台連合町内会の代表
7	鈴蘭地区連合町内会の代表
8	宝来地区町内会連合会の代表
9	共栄地区連絡協議会の代表
10	開進地域振興連合会の代表
11	駒場地区連絡協議会の代表
12	下士幌連絡協議会の代表
13	東士幌地区連合会の代表
14	豊田地区協議会の代表
15	南中士幌連絡協議会の代表
16	西中音更行政区連合会の代表
17	東士狩地区連絡協議会の代表
18	上然別連合会の代表
19	昭和地区区長会の代表
20	南中音更連合会の代表
21	共和協議会の代表
22	万年地域区長会の代表
23	中音更地区協議会の代表
24	音更西地区連絡協議会の代表
25	然別地域連絡協議会の代表